

建物等の著しい損壊は確認されない。

内閣官房内閣情報調査室



凡 例

● 建物の損壊が確認できる箇所

注)ここに記載したものは判明分のみであり、全てを網羅したものではない。
問い合わせ先：総務部
(代表)03-5253-2111 (内線 83363、83379)